

平成30年度いきいきサロン事業実施要領

【目的】

支えあいや交流、健康増進活動を通して、社会的孤立の防止や社会参加、介護予防などにつながるとともに、福祉活動の拠点となる居場所づくりを推進するため本事業を実施します。

【運営及びサロンの区分】

地域住民や当事者を主体とした世話人により、社会福祉協議会の協力のほか、自治会（町内会）、民生児童委員、福祉協力員、老人クラブ、婦人会など、地域の関係者・機関等と連携しながら、自主的に運営する次のサロンとします。また、助成金のほか参加費などによる運営とします。

- 1) 町内会・自治会等の範囲で地域内のすべての方が参加できるサロン
- 2) 広域的に若者、子育て、障がい児・者支援を目的とするサロン
- 3) その他本会会長が認めるサロン

【会場】

主に町内会館や公民館、公共施設などを会場とします。

【活動内容】

主な活動内容は次の通りとします。

- 1) 地域住民や当事者の交流活動、支えあい活動
- 2) 福祉に関する座談会や勉強会
- 3) 健康増進に関する体操や運動
- 4) その他、必要な福祉活動

【サロン種別と助成金】

次の各サロンに助成金を交付します。但し、助成金を目的以外に使用した場合は、助成金の返還を求めます。

《いきいきサロン》

年度内に6回以上開催するサロンに、6万円を上限として助成金を交付します。但し、当年度交付された助成金の繰越金額に応じて、翌年度の助成金を減額する場合があります。

《お試しサロン》

現在サロンが無い地区で、次年度にサロンを立ち上げるために2回以上お試しでサロンを開催する地区に5千円の助成金を交付します。

【様式】

- 1) 助成金交付申請書(様式1)
- 2) 事業実施計画書(様式2)
- 3) 請求書(様式3)
- 4) 完了報告書(様式4)
- 5) 事業実施報告書(様式5)
- 6) 事業費収支報告書(様式6)

※活動内容や収支の透明化のため、必要に応じて上記以外の書類提出を求める場合があります。

※事業費収支報告書(様式6)の支出項目分類表

項目	内 訳
食料費	弁当、お茶、茶菓子など
会場使用料	会館・公民館等使用料、会場暖房費など
消耗品費	コピー用紙、文房具、インクなど
諸謝金	講師等への謝礼(菓子折りなど)
活動費	創作活動材料、各種行事・移動研修経費など
その他	備品、コピー、送迎、会議経費など

【申請・報告】

申請や報告については次の通りとします。なお、各様式の提出先は最寄りの福祉センターとします。

- 1) 助成を希望するサロンは申請期限日までに様式1, 2を提出します。
- 2) 助成金交付決定後に様式3を提出します。
- 3) 活動が終了したら、翌年度4月末日までに様式4, 5, 6を提出します。

【申請期限日】

《いきいきサロン》 一次申請期限日：4月 6日(金)
二次申請期限日：5月25日(金)
最終申請期限日：9月28日(金) ※新規サロンのみ
《お試しサロン》 最終申請期限日：12月27日(木)

※申請から助成金交付までは約1ヶ月かかります。

※新規サロン及びお試しサロンは最終申請期限日まで都度受付します。

※最終申請期限日前でも、当年度予算に達した時点で申請締切となります。



本事業は、「横手市社会福祉協議会会費」と「赤い羽根共同募金配分金」を財源としておりますので、社協会員加入と共同募金の各種募金活動(個別募金、イベント・街頭募金など)へのご協力をお願いいたします。

